

保険加入の案内

*** (公財)富山市スポーツ協会では傷害保険及び賠償責任保険(スポーツ安全保険)に加入します***

入院・通院について治療日数1日目から、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

対 象		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)	賠償責任保険 支払い限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 支払限度額
子ども (中学生以下)		3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円 ※急性心不全、 脳内出血など
大人(高校生以上)	64歳以下	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	65歳以上	600万円	900万円	1,800円	1,000円		

※スポーツ安全保険の年齢判断基準については、加入時期に関わらず、当該年度の4月1日時点での年齢となります。

- 保険の対象として、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。
※対象とならない怪我
 - ①野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴づれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
 - ②成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)
- 活動場所へ行く際の経路往復中の事故も補償します。
- 大会等(予め申請のあったものに限る)への参加の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。
- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、30日が限度となります。
- 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- 賠償責任保険については、担当施設に報告後、保険会社と直接交渉していただく場合があります。

事故が発生した際は当協会職員まで直ちにお知らせ下さい